

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成28年12月7日（水）午後2時から午後4時30分まで

場 所 松山地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

所 長 河 合 裕 行（松山地方裁判所長）

司会者 日 野 浩一郎（松山地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 青 野 初 恵（松山地方裁判所判事補（特例））

検察官 大 西 聡（松山地方検察庁検事）

検察官 上 野 浩 理（松山地方検察庁検事）

弁護士 藤 原 諭（愛媛弁護士会所属弁護士）

弁護士 三 好 崇 文（愛媛弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 40代 男性 会社員 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性 無職 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女性 会社員 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性 会社員 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 70代 男性 会社役員 （以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 女性 会社員 （以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 （以下「8番」と略記）

（記者クラブ記者 5名）

所長あいさつ

裁判員経験者との意見交換会を開催するに際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、師走のお忙しくお寒い中、8名の裁判員経験者の皆さまにお集まりいただきました。誠にありがとうございます。

御承知のとおり、裁判員制度は、国民の中から裁判員に選任された方々に裁判

官とともに刑事裁判手続に關与していただくことを通じて、国民の皆さまに司法に対する理解を深めていただき、司法への信頼を高めるとともに、国民の皆さまにとってより身近な司法を実現することを目指して導入されました。平成21年5月に裁判員法が施行されてから、はや7年目を迎えておりますが、松山地方裁判所においては、本日現在で通算して107件の裁判員裁判について判決がなされております。

本日お集まりいただいた皆さまは、平成27年4月から本年7月までの間に松山地方裁判所で実施された裁判員裁判において裁判員をお務めいただいた方々であります。本日は、皆さま方から、裁判員としての御経験を踏まえた御意見や御感想をいろいろとお伺いして、国民の皆さまが安心して裁判員裁判に参加していただけるよう、その声を後日広く国民にお伝えして参りたいと考えております。加えて、今回、当庁刑事部裁判官のほか、松山地方検察庁及び愛媛弁護士会から、それぞれ裁判員裁判に關与された検察官及び弁護士に参加していただいておりますが、法曹関係者におきましても、今回お伺いした皆さまの声を今後の裁判員裁判をより良いものとするために活かして参りたいと存じますので、本日は、どうか忌憚のない活発な意見交換をお願いいたします。

本日の進行は、裁判長として皆さまと一緒に裁判員裁判の審理を行った当庁刑事部日野部総括裁判官が務めます。限られた時間ではございますが、どうかよろしくをお願いいたします。

司会者

松山地裁刑事部で部総括裁判官をしております日野と申します。皆さまよろしくをお願いいたします。

意見交換会の趣旨を御説明いたします。一つ目は、裁判員を経験された皆さまから率直な御意見、御感想をお伺いすることで、今後の運用、特にまだ御経験されていない方の不安を解消するのに役立てることができればということ、二つ目として、検察官や弁護人も皆さまから御意見を聞かせていただき、今後の訴訟活

動に活かしていくこと、この2点でございます。

テーマ1「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」

司会者

1番の方は、強盗致傷の裁判を担当されました。証拠調べを含めた審理を1日間行い、2日目に論告弁論、評議を経て、3日目に判決宣告というコンパクトな日程でしたが、いかがでしたか。

1番

法律的な知識もなく、何も分からない状態で参加させていただきましたが、裁判官をはじめ、他の裁判員の方々に助けていただき、なんとか3日間やっていくことができました。とても良い経験ができたと思います。

司会者

2番の方は、強制わいせつ致傷事件の裁判を担当されました。こちらも1日間審理して、2日目に論告弁論、3日目に判決宣告という日程で、若干事実に争いのあった事件でしたが、いかがでしたか。

2番

まずは、法廷において裁判官の側の席に座るという貴重な機会をいただき、初日はすごく良い経験ができそうだという印象を持ちました。全般的には非常に良かったという感想です。裁判の中身については、これまでの人生経験からくる、こちらが正しいだろうなといった第一印象はありましたが、事案は様々ですから、双方からしっかりと意見を聞かなくてはいけないと思って臨みました。意見を聞いて私なりに考えましたが、他の裁判員、裁判長、裁判官と意見を交わし、個人的には良い線で収めることができたと思っています。

裁判員裁判が終わった後、同期の友人を含む周囲の人からも裁判員はどうだったかといういろいろ聞かれました。その中に、最近裁判員の案内状が来たという人がおり、「どうしようか。」と聞かれたので、「宝くじに当たるくらいにいいことだから、是非参加したら。」とアドバイスしました。

司会者

3 番の方は傷害致死，死体遺棄，覚せい剤取締法違反事件を担当されました。

3 日間審理して，4 日目に論告弁論，5 日目に判決宣告というやや長めの日程でしたが，いかがでしたか。

3 番

最初は選ばれると思っていなかったし，法律的な知識がないのに人を裁くことについて不安に思いましたが，素人の私にでも分かるよう説明していただき，裁判所の方々からも優しく接していただき，安心して裁判に臨むことができました。私の周囲でも経験した人がおらず，貴重な経験ができたと思います。

周囲の人に裁判員の経験を話すこともあるのですが，「私には関係ないかな。」という人が多いので，もっと裁判員への理解が深まればいいと思います。

司会者

今日の意見交換を重ねて発信していくことで，さらに裁判員裁判への理解を深めていければと思います。

4 番の方は殺人といわゆる銃刀法違反事件の裁判を担当されました。2 日間審理の後，3 日目に論告弁論，4 日目に判決宣告という日程でしたが，いかがでしたか。

4 番

今日もそうですが，初日はかなり緊張しました。2 日目，3 日目になるにつれ，ようやく緊張がほぐれてきたことを覚えています。裁判官が評議室で裁判員が意見を言いやすい雰囲気を作ってくれて，私らのような法律の素人でもそれなりに良いバランスで意見を反映していただいていると思います。良い経験ができるという感覚で気軽に参加していただけたら，貴重な経験ができると思います。

司会者

5 番の方は，傷害致死の事件を担当され，2 日間審理し，3 日目に論告弁論，評議を経て，4 日目に判決宣告という日程でした。証人の中には精神科の医師も

あった事件だったのですが、いかがでしたか。

5 番

私もまさか大勢の候補者の中から選ばれると思っておらず、法律の知識は全くないし、今から何をやるんだらう、被告人はどんな人だらうといろいろ考えました。手続が始まると裁判官から丁寧に分かりやすく説明していただき、休憩時間には名も知らない他の裁判員の方と和やかに会話するようになりました。3日目あたりからは、傍聴席が観察できるくらいまで余裕がありました。評議では自分の意見が言えて、妥当な判決に至ったと思います。

裁判員裁判を終えて、周囲の人と話をすると、「参加するのは嫌だ。」という人が、特に女性に多いという印象です。その際には、「参加するのは国民の義務だから。」と言ったりするのですが、やや参加に消極のようです。今後、自分の周囲でも実際に選ばれる可能性のある人が出ると思います。そのときには、自分の経験を踏まえ、是非参加するようアドバイスしたいと思います。

司会者

6 番の方は殺人未遂といわゆる銃刀法違反事件の裁判を担当されました。3日間審理の後、4日目に論告弁論、5日目に判決宣告という日程でした。また、事実関係にもいろいろと争いがあった事件でしたが、いかがでしたか。

6 番

私は70歳を超えていますから、辞退することもできたのですが、周囲から「貴重な経験だからやってみたら。」という後押しがあり、参加しました。この歳になるまで、被告人や犯罪に関わることを見聞きしたことがなく、実際に被告人と対面したときには緊張しました。しかし、裁判長をはじめ裁判官や他の裁判員の皆さんと一緒にという安心感で何とか務めることができましたし、スムーズな進行で大変貴重な経験をすることができました。

また、私はしゃべりすぎるところがあるので、守秘義務に関しては最初からちよつと悩みがありました。

司会者

7 番の方は傷害致死の裁判を担当されました。1 日の審理の後，2 日目に論告弁論，3 日目に判決宣告という日程でした。いかがでしたか。

7 番

裁判員に選ばれ，全く何も分からなかったのですが，いろいろと教えていただきました。参加するに当たって，個人情報に関しては，私は苗字が珍しく，すぐに特定されることから不安があったのですが，手続の最初からこれまで全くその点を触れられることなく，個人情報を守っていただきました。皆さんの番号で呼び合って評議をするという説明が初日にあり，最初から安心して裁判に臨むことができました。また，人に話していいことと話したらいけないこと，刑事裁判手続の内容や法律のこと，担当した事件については，被告人の環境とか，検察官，弁護人の意見を聞いて判断する内容とかを丁寧に教えていただきました。その後，テレビや新聞の事件に関するニュースを見るたびに，これまでとは視線が変わって興味を持つようになりました。

私の職場は裁判員裁判に理解があり，裁判員に参加した職員が私で 3 人目です。1 人目の参加のときには職場と参加する裁判員との間でいろいろと調整があったようですが，2 人目，3 人目の私に関しては，届け出るだけで休暇などについてスムーズに進みました。また，私も他の職場の人たちに裁判員裁判のことや職場の配慮について広めることができました。今日の意見交換会も裁判員裁判について理解を広める場になればいいなと思って参加しました。

また，裁判所の出入りについても，ちゃんと配慮していただいております，危ないと感じるようなことは全くなく，安心しました。

司会者

職場で 3 人目というのもとても珍しいことですが，職場の理解があって参加もしやすかったということですね。このように職場における理解が進んでいただけると裁判所も助かる場所ですし，良い環境だと思います。

最後に8番の方は、5番の方と同じ傷害致死の事件を担当されています。いかがでしたか。

8番

私は大学時代に刑法などの法律について学んだことがあって、裁判員裁判には興味がありましたので、貴重な経験をさせていただきました。また、私の職場の方も理解していただいて、参加することができたので、その点は有り難かったと思います。ただ、参加した後に、裁判員に関する突っ込んだ質問などが周囲から全くなく、世の中の裁判員裁判への認識や理解はまだまだだなと感じました。

テーマ2「審理について」

司会者

皆さん、ちょっと思い出していただいて、裁判の審理が始まったとき、最初に起訴状の朗読や罪状認否があった後で、検察官、弁護人の双方から主張を聞く、冒頭陳述というものがあつたと思います。資料も配られて、双方が「こういう事件ですよ。」、「こういうところに着目してください。」などと主張を交わしたということがありましたが、これを聞いていて、双方の言い分をよく理解できたでしょうか、よく伝わったでしょうか。あるいは、長すぎだとか、この資料は余分だとか、何が言いたいのかよく分からなかったとか、いろんな感想があり得ると思います。この冒頭陳述についての感想、御意見をいただければと思います。

3番の方は、結構多い人数が出てきた事件を担当されましたので、スッと頭に入ったかどうか、分かりやすかったかどうかに関して、特にこちらも気になるところがあるのですが、いかがだったでしょうか。

3番

関係する方が非常に多かったので、概要を聞いたときは事実関係などを理解できるのかなというのもあつたのですが、検察や弁護側の方の説明が、資料や図などをいろいろと工夫して表現していただいたり必要な部分だけ切り取って表示し

ていただいたりして、理解しやすいように配慮していただいていたので、その点では理解しやすかったです。ただ、やはり被害者の方が亡くなられていたというのもあるので、どうしてこうなったのかなとか、本当のところは分からないのだなというところがありました。そういったことは、テレビなどであれば実はこういったことがあったと分かるけれども、現実では事実だけが並んでいくばかりで、実際には何があったのかとか、被害者の方はどうしてこうなったのかとか、そういったところが本当のところは分からないのだなというところもあって、全貌がつかめたようでつかめていないなという印象がありました。

司会者

検察官や弁護人が主張していることで、証拠でこういうことが出てきそうだなというのは一応分かっていくけれども、結局証拠が全部出てきた後でも、何かはつきり解明できなかったところがあるなといった印象が残るという形ですかね。そうすると、主張の交わり方としては、理解できるような形で提示してもらえたというところはよろしいですか。

3番

はい。

司会者

それぞれ事件が違いますので、それぞれの事件でということにはなりますけれども、7番の方はどうでしょう、冒頭陳述で双方の意見を聞いたところで、スッと頭に入ったでしょうか。

7番

私は、書いてある病名とか、いろいろなものがすぐに理解できるような仕事に就いているので、それで状況などはすごく分かりやすかったと思います。弁護士も検察官も、書いてあることは分かりやすい言葉で簡単にまとめられていたので、すごく理解しやすかったですし、図のほうも、傷の状況などがイラストになっていたりして、ビックリするようなこともなく、ちゃんと頭の中で考えながら判断

することができたので、良かったと思います。

司会者

最初に検察官と弁護人のほうで意見を交わしましたが、そのときはまだ証拠が出ていなくて、その後に先ほど言われたような傷の図などが出てきました。ただ、最初の冒頭陳述で、こんな形で双方が主張・立証しますよ、こういうところに気を付けてくださいねというのが出てきたことで、概要というか枠組みみたいなのが大体頭に入り、その後に出てくる証拠についても、元の主張からいえばこういう証拠なのだというのがちゃんとリンクできたということでもいいでしょうか。

7番

はい。

司会者

最初の主張からだとして、この証拠がなぜここで出てくるのというような疑問はなかったですか。

7番

はい。

司会者

では、もうお一方に聞きましょうか。4番の方、最初に、検察官がこういう事実関係を主張しますよと、弁護人のほうはこういうところに着目してくださいね、というような形で冒頭陳述があったと思うのですが、お互いの言い分というのはスッキリ頭に入ったでしょうか。

4番

そのときかどうかは分からないのですが、声が小さくて聞き取れないとか、資料が見えにくかったなどというのを裁判中に感じたことがありました。被告人の奥さんが出てきたときですかね。

司会者

聞き取れなかったのは、弁護人や検察官の声というよりは、証人の声ということですかね。

4 番

そうですね。

司会者

そうすると、弁護人や検察官の主張の関係は双方のものがちゃんと聞き取れて、お互いの言い分がこうだなというところは分かったということでしょうか。

4 番

そうですね。分かって聞いていました。

司会者

冒頭陳述の関係で、検察官のほうから裁判員経験者の方に何か聞きたいことなどはありますでしょうか。

大西検察官

私が平成22年にこちらでやっていたときは、裁判員裁判が始まった頃で、冒頭陳述も非常に多くの情報を盛り込んで、主張漏れや立証漏れがないようにしていました。今はA4用紙1枚くらいでやっているのですが、当時はA3用紙2枚くらいでした。そういう時代もあったのですが、現在の冒頭陳述メモの情報量については、どのように感じていらっしゃるでしょうか。

司会者

では、6番の方にお伺いしてよろしいですか。争いがある事件ですけれども、検察官の冒頭陳述はA4用紙1枚の短めのものだったと思います。情報量の関係ではいかがでしょうか。

6 番

私は感心したのですが、我々にも非常に理解しやすいようにまとめられているというように感じました。恐らく専門的な分野ではもっと専門用語を使ったり、分量も多いのではないかと思うのですが、非常にコンパクトにまとめられて

いて、我々素人の裁判員が見ても非常に分かりやすかったという感じは持っています。

司会者

冒頭陳述ですので、最初に主張を明らかにして、本体である証拠はその後に出てくるということですから、そういう意味では、証拠調べをこれから見聞きする前のガイドラインとしては非常に的確な、コンパクトなもので、裁判員としても、非常に分かりやすく、適切な印象を受けたということによろしいでしょうか。では、弁護士会から何か冒頭陳述に関して質問されたいことはございますか。

藤原弁護士

最近、弁護士が行う冒頭陳述は、読み上げる原稿そのものを事前にお渡しするというスタイルが定着しているようです。検察官がコンパクトにまとめられた図表というか、フローチャートのようなものを出されるのに対して、弁護人はしゃべっているのと全く同じ原稿を出しているのですけれども、この点、どちらの方がどうというか、長所なり短所なりを教えていただければ有り難いです。

司会者

弁護人は証明しようとする事実について読み上げたような形の文章で書かれた紙を配って冒頭陳述を行い、検察官はコンパクトにまとめた紙でやったと思うのですけれども、お聞きになりたいのは、弁護人は文章という検察官とはちょっと違うスタイルで出しているという辺りの視覚的な面ですかね。では、2番の方にお伺いしようと思うのですけれども、両方を見比べてみて、弁護人の冒頭陳述についてどのような感想を持たれましたか。

2番

検察側と弁護側とは、極端に言ったら、反対のことを互いに言い合うくらいの感覚で私はとらえていましたから、その中で真実はどこにあるのかということで、検察側が問う罪の部分とといいますか、こういうことをしたのだということもよく分かりましたし、弁護側の言う、それはきつすぎて、これくらいのことではない

かというのもよく分かりました。最終的には両方とも読んで、本人の心がどこにあったのかなというところまで、ちょっと興味を持ちましたが、事案が事案だったものですから、弁護人のほうから出てくるのは、ちょっと文章としては長くて、じっくり読まないといけないということがありました。ただ、両方とも、事件の流れに沿って、こういうことが発生したのだということについての意見書を出されているので、繰り返し聞くことになりますから、長くてもよく分かりました。

司会者

そうすると、内容面では対比が明らかになるような形で、双方の言い分はちゃんと出ているということですね。

2番

はい、そう思います。

司会者

ただ、弁護人の方の文章がちょっと長いというような話があったのですが、けれども、検察官と同じように、例えば1枚の整理した紙でやるというのはどうでしょうね。

2番

恐らく言葉が足りないのではないのかなと思います。弁護人が作るものは、やっぱりもっと中身に突っ込んで、被告人がそこまでひどくはやっていないのではないかというところを少しでも見つけてあげないといけないので、ある程度細かくなるから、読みにくくて大変だったということは全くありません。

司会者

長いといってもA4で3枚くらいには収まっていたからね。ただ、これが10枚とかになってくるとちょっとそれは違うかなということですか。

2番

短期間で読むには大変だったかもしれません。

司会者

そうすると、文章でやるにしても、長さはそれなりに抑えながら、でも、検察官ほどまとめきれなくてもよいかないという感じでしょうかね。

2番

そうですね。ある意味では、検察官のほうが、こういうことをやったからこういう罪だろうというのがはっきりするような。その部分をどうやって薄くしていくかというのが、弁護側の意見になると思いますので。私は、裁判員の立場で、本当の真実はどこにあるのだろうかと考えていましたから、結局は本人の心に立ち入らないと本当のところは分からないのだろうかというのが感想です。

司会者

どうもありがとうございました。では、これまでは主張のところの話題でしたので、次に証拠調べの内容に入っていきたいと思います。

実際に裁判を進めているときには、双方に冒頭陳述をしてもらって、裁判所から公判前整理手続の結果を顕出した後、休憩を取って評議室に戻りました。それで私の方から、今のところで双方の言い分や主張が出てきましたね、でもまだ証拠は出てきていません、これから証拠が出てきますという話をして、その後の証拠調べに入っていたと思います。その証拠の関係では、モニターで書類を映したりしながら検察官が内容の説明をするなどして書類を調べ、その後に証人などの話を聞くという流れになっていたと思います。

では、まず裁判所から皆さんの御意見をお伺いしたいのは、どんな事件でもある場所で起きたりしているわけで、場所の様子などが分かっていると、証人の話を聞くときなどにうまくイメージできなかつたりすることもあると思います。ただ、時間の関係などもありますし、そんなに膨大な量の写真を全て出すこともできないので、検察官としては、写真や図面などはかなり絞りこんだ形で提示していると思います。これは皆さん一言ずつ言っていただければと思うのですが、証人の話を聞く準備として、図面や写真などでその場所の様子が理解できたか、あるいは足りなかったなという印象だったか、あるいはちょっと多すぎた

というのか、その辺りはそれぞれの事件でどう思われたかをおっしゃっていただければと思います。8番の方から1番の方に向けて、一言ずつお願いします。

8番

証拠の写真は何か部屋の写真だったと思うのですが、多すぎず、少なすぎずという記憶です。ですので、そのときの状態をイメージできるような内容だったと思います。

7番

私も、検察官が出していた家の状況とか、その事件のときの暴力とか、いろいろなものがあつたと思うのですが、現場やその状況などは、裁判所で見せていただいたイラストなどですごくイメージできたので良かったと思います。弁護人が書いた書類を読んだら、その人の生い立ちや人間性なども理解できたので、書類を見ることでイメージがつかめて、その人の考え方とかいろいろなのも頭に入りやすくて良かったと思います。

司会者

では、6番の方いかがだったでしょうか。

6番

私も非常に分かりやすく、状況も判断できましたし、恐らくあれ以上のものは中々出してくれないのではないのかなと思っています。

司会者

では、5番の方いかがだったでしょうか。

5番

量的には問題なかったと思います。検察官が言葉なり文章なりで説明される内容と写真との整合性は保たれていたかなという印象を受けています。

司会者

では、4番の方はいかがだったでしょうか。

4番

僕が参加させていただいた裁判は殺人事件で、凶器とか、そのときの目撃者とかが全部はっきりしていましたので、余り分かりにくいところはなく、証拠なども適切に分かりやすくなっていたと思います。

司会者

では、3番の方はいかがだったでしょうか。

3番

私の場合は、写真がちょっとたくさんありすぎて、いろいろな写真が最初に出てきて、その後にその写真はこういう状況のときのもという説明が入ったと思います。なので、最初一気に見せられたときは、何がどの証拠の写真なのかが整理しにくかったかなという印象が残っています。

司会者

事件の性質上、いろんな場面があって、どの場面の関係で出てくる写真なのかというのがちょっと把握できないまま進んでしまったのだけれども、後の説明のところが出てきたら分かったという形ですかね。たくさん出さざるを得ないときには、順番や説明の仕方にはなかなか難しいものがあると思うのですが、確か、複数の部屋があって、この部屋のこの部分はこの写真ですよというのを一枚にまとめたものをその後に配布していただいたと思います。あの配布されたものはいかがでしたか。

3番

まとめていただいたり、説明が入ったりしたら分かるのですが、いろんな場面や暴力などがあって、こういう状況を再現しているところとか、もうたくさんありすぎて、証拠として出さないといけないにしても、時系列ですとか状況などがちょっと把握しにくかったかなという印象があります。

司会者

そういったところは、検察官に更なる工夫をお願いしたいところですかね。では、2番の方、いかがだったでしょうか。

2番

事案からいって、いろいろな証拠がきちんと出ていたと思います。よく分かりました。

司会者

では、1番の方、いかがでしょうか。

1番

担当させていただいた審理については、内容もきちんとされていて、非常に分かりやすくなっていたと思います。

司会者

もう一つ裁判所が気になっているのは、遺体の写真や傷の写真などをそのまま出すと、冷静に見ることができないのではないか、あるいはショックが大きいのではないかということです。本当に必要なときには、そのまま見ていただくざるを得ないものはもちろんあるかと思うのですが、そうではなくても事件の事実関係が分かるものについては、検察官にも必要性等を十分検討していただいて、場合によってはイラスト化あるいは白黒にするなど、いろいろ工夫していただいた上で証拠として提出していただくという形を採っているところです。

これは皆さんに挙手していただければと思うのですが、証拠で出てきた写真の中で、これはちょっとショックが強すぎたとか、衝撃が強くて冷静に見られなかったとか、気持ち悪くなってしまったとか、そういったものがもし含まれていたら、今後そういったことにならないように更なる工夫が必要ということにもなりますので、遠慮なく手を挙げていただけますでしょうか。

(挙手なし)

司会者

皆さん、そういったところはなかったということでもよろしいでしょうか。では、逆に、先ほどイラストで出してもらったのでよく理解できたというような話があったと思うのですが、イラストだったので十分伝わらなかった、分かりに

くかったとか、あるいは写真などでも、カラーで出した方が良かったのではないかと、そういった意見の方がいらっしゃいましたら、挙手していただけますでしょうか。

(挙手なし)

司会者

皆さん、内容としては、出てきたもので十分理解できたということでしょうかね。この辺りはなかなか難しいところもありますので、事件によって、また場合によっては、そのものに近いものを出すのもやむを得ないということもあるかと思うのですが、これは裁判所だけではなく、検察庁や弁護士会もその点を意識しながら準備しているところです。ここにお集まりの皆さんのときにはそれが十分できていたということで、我々もちょっとほっとしているところです。

続きまして、証人の尋問が行われた事件が多かったですが、その中には専門的な証人、例えば、遺体を解剖した法医学の医師、あるいは精神科医がいらっしゃったものもありました。専門的な方の証言が分かりやすかったかどうかについての御意見をいただきたいと思います。

まず、5番の方の場合は、解剖した法医学の医師から遺体の傷などについて説明があったと思いますが、理解しづらかったとか分かりにくかったということはなかったでしょうか。

5番

非常に専門用語が多かったという印象は受けていますが、検察官や弁護人からの質問に対して答えている部分が多かったので、証人の先生がおっしゃっていたことについては、ほぼ理解できました。また、イラストで示された証拠も併せて見ることができたので、理解に苦しむような内容ではなかったと認識しています。

司会者

ありがとうございます。

6 番の方のときは、治療に当たった医師が証言されたと思いますが、その説明についてはいかがだったでしょうか。

6 番

専門的な説明がありましたが、それについては十分理解することができませんでした。と言うのも、事件は刃物で刺したというものでしたが、被害者がその後どうなったのかとか、後遺症が残ったのか元の状態に戻ったのかということがもう一つ理解できませんでした。よほど質問しようかと思ったのですが、勇気がなくてできませんでした。そういったことから十分な理解ができませんでした。

司会者

傷そのものや傷から推測される犯罪行為を認定するために必要な刃物の角度や刃物の向きといった点については、御理解いただけましたでしょうか。

6 番

その点は理解できました。

司会者

それなりに深い傷ができたが、被害者は大丈夫だったのかというような情報がもう少し欲しかったということでしょうか。

6 番

はい。

司会者

5 番、8 番の方が参加された事件では、精神科医が証言し、被告人が飲酒して酩酊していたという点について説明がありました。説明は十分御理解いただけただでしょうか。

5 番

証言が長かったなあ、話好きな方だなあというのが率直な感想です。法廷から評議室へ帰ったときもその話で盛り上がりました。内容的には、非常に分かりやすく説明していただいたという印象です。

司会者

同じ証人であったと思いますが，8番の方はいかがでしょうか。

8番

年配の方だったと思いますが，分かりやすい説明ではなかったという印象です。理解できなかったというわけではなかったのですが，話が長く，要点をもう少しまとめて短く説明していただければよかったですと思いました。

司会者

責任能力や判断力と酔いとの関係について，基準はこうですという話があったと思いますが，それ自体は御理解いただけましたか。

8番

はい。

司会者

専門家が予備知識のない方に説明するということになるのと，エピソードを交えるなど，工夫して分かりやすく説明するということがあると思います。内容的には御理解いただけているということなので，安心しました。

それでは，証拠調べの関係で検察官から御質問等はございませんか。

大西検察官

証拠として時系列表を提出することがありますが，使い勝手はいかがでしょう
か。

司会者

事件ごとにバラバラに証拠が出されるのではなく，時系列表が1枚あれば，他の証拠を見るときに活用できるかどうかといった観点からの御質問だと思われます。

3番の方いかがでしょうか。

3番

時系列表というものがあつたかどうかはつきり記憶していませんが，1枚の紙

に何時ごろ何があったと細かくまとめて記載されたものがあったと思います。それであれば、いつ誰が何をしたかをまとめて書いていただいていたので、分かりやすく理解が進んだように思います。

司会者

4番の方の事件では、時系列表というよりはメールのやり取りが時系列のようになったものがあったと思います。分量もかなりありましたが、それがあつたのとないのとでは、証人の話を聞くときの理解の仕方としていかがでしょうか。役に立ちましたでしょうか。

4番

役に立ったと思います。生々しいやり取りがあり、その人の人となりがよく分かりましたし、「あなたの命あと少し」などと鼻歌を歌うようなやり取りがあり、被告人が普通の人ではないなあというのがリアルに伝わりました。

司会者

弁護士会からの御質問はございませんか。

藤原弁護士

証拠調べの最後のあたりで被告人に対する質問が行われますが、質問が終わった後で、ここは聞きたかったなとか、ここはもう少し本人の口から語ってほしかったなと思うような点はありませんでしたか。

司会者

何か物足りなかったな、聞きたかったな、弁護人がもう少し聞いてくれたらよかったのになという方はいらっしゃいますか。

(数名が挙手)

6番

私は、被告人が事件を起こすに至ったのには、家庭環境などの生い立ちに、ある程度の要因があるのではないかと思います。その点を被告人質問で聞き出さずしていただくことで、裁判員としても理解できる点や同情できる点もあるのではない

かと思えます。犯した罪だけではなく、その背景を知ることができれば、違った判断もできるのではないかと思いました。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

私が担当した事件は、集団暴行の事件で、加害者側からの証言しかありませんでした。被害者は逃げるタイミングはあったけど逃げなかったとか、なんでこんなことが起こったのかなど、呑み込めなかった部分もありました。限界はあると思いますが、もっと掘り下げて、何があったのかについて、踏み込んで自分からも尋ねればよかったのかなと思いました。

司会者

確かに、被害者が亡くなっていて被害者から事情が聞けないときに、被告人からどういうところを聞いて、どういうところを突っ込んで話してもらえば、全体像が分かるのかなと難しいところもあります。もう少し突っ込みたかったという印象ですか。

3番

はい。

司会者

少しお尋ねしづらい点ではあるのですが、証人や被告人に対する検察官や弁護人の質問がちぐはぐになっていたり、うまく聞けていないなとか、こういうふうに聞けばいいのになというように、聞いていて不満が残るようなことはなかったでしょうか。今後のことを考えれば、そのような点があればおっしゃっていただければと思います。

(挙手なし)

司会者

適切に質問がされていたと理解してよろしいようですね。

では、審理については最後になりますが、事件によっては、被害者やその遺族の方が非常に強い処罰感情を持ち、審理に参加し、意見陳述をするといったこともあります。

4番の方が参加された事件では、被害者の遺族の方の処罰感情が強く、意見陳述もされましたが、その点の印象はいかがだったでしょうか。

4番

遺族の目の前で被害者が殺害された事件で、遺族からは無念そうな気持ちがよく伝わってきました。また、被告人が口では反省しているようなことを言っているのですが、私は、本当に反省しているのかなという目で見えていました。殺人の方法がとてもむごく、逮捕された途端に反省していると言っているのですが、遺族の言っていることをはね付けるようなところがあり、反省しているようには見えませんでした。

司会者

被害者側の遺族感情を量刑でどうとらえるかという点については、評議の中で問題になるのですが、事実の認定とは別に考えてくださいという認識をお持ちいただけるよう図られていたと思います。そのあたりの区別は可能でしたか。

4番

はい、可能でした。

司会者

ありがとうございました。

審理の最後に、検察官と弁護人の双方から論告、弁論ということで最終的に証拠を踏まえたそれぞれの意見が述べられ、検察官は求刑を、弁護人も場合によっては何年が相当であるとの意見が述べられます。法廷での審理の最後に行われる論告、弁論について感想や印象をお聞きしたいと思います。

2番の方いかがでしょうか。

2番

判決が事案に応じた適正なものになったという印象ですから、検察官の求刑と弁護人の意見もよく分かりました。

司会者

論告、弁論の分量や長さはいかがだったでしょうか。長過ぎたとか、くどかったということはありませんでしたか。

2番

そのような印象は全くありません。長過ぎず、短過ぎず、適正であったと思います。

司会者

1番の方はいかがだったでしょうか。

1番

弁護人、検察官それぞれが意図を持ち、事実に基づいて導き出された求刑や意見であったと思います。分量なども適切であったと思います。

司会者

論告、弁論の関係で検察官から御質問はございませんか。

上野検察官

論告メモというものをお渡ししておりますが、論告をお聞きになっていて、後になってあのときどのように言っていたのか、ここは文字化しておいた方がよかったのではという感想を抱かれた方はいませんか。

司会者

論告メモに書いてある内容と話した内容の両方がありますが、話した内容のうち、これはメモにしておけばよかったのではないか、メモがコンパクト過ぎるのではないかといった質問だと思われます。

7番の方の論告では、論告メモが1枚のコンパクトなもので、口頭で補っていたと思いますが、もっと書き込んだ方がよかったのではないかというような感想はなかったでしょうか。

7 番

担当した裁判員裁判は分かりやすい内容でした。イラストで傷がどれくらいの強さでどれくらい刺さってできたものなのかなどが説明されていたので、理解しやすかったと思います。検察官の論告メモで十分理解できました。

司会者

そうすると、証拠がしっかり理解できて頭に入っていると、論告は短くコンパクトにまとまっているものでも十分理解できるということでしょうか。

7 番

はい。

司会者

弁護士会からの御質問はありませんか。

三好弁護士

「酌量減輕」とか「疑わしきは被告人の利益に」といった専門用語について説明することがありますが、そのような説明が必要かどうか、よく御理解いただけたかといった点について感想をお聞かせください。

例えば、5 番、8 番の方の事件では、「自首」、「複雑酌量」、「心神耗弱者の行為は減輕する」などといった説明があったと思いますが、いかがだったでしょうか。

5 番

日常生活では全く耳にしない言葉ですので、理解しづらい部分はあったかと思っています。弁論で弁護人が読んでいるものと同じものが手元にあるというのは、理解に役立ったと思います。検察官の論告メモのように要点をまとめたものではなく、説明の要旨のようなものが手元にあって、言葉の意味が書かれてあるのは分かりやすかったと思います。冒頭陳述メモと弁論メモとの性質の違いかなと感じています。

司会者

そうすると、若干長めであっても、あらかじめ配布されたメモを見ながら聞くということであれば理解しやすいということでしょうか。

5 番

そうですね。聞き流してしまったときに何と言ったのかなと確認できるものがないので、手元にメモがあるというのはいいなという印象です。

司会者

度を過ぎて分量が多過ぎると、それはそれで問題だということでしょうか。

5 番

今回は8頁のものでしたが、耳を傾けて必死で聞くという作業と目で見て追いかけるという作業で、より分かりやすくする手法だったなという印象です。

テーマ3「評議について」

司会者

では、評議のほうに入っていきたいと思います。評議では、裁判所から法律的な説明をさせていただき、データベースに基づく量刑の傾向について紹介させていただきました。そういうことを理解していただいた上で、率直な意見を言えたでしょうか。特に、言いたかったけれども言えなかったということがありましたでしょうか。

1 番

初めてのことなので、変なことは言えないかなとか、いろいろなことを気にしながら評議をしていきました。当時は、自分の言いたいことは言えたとの思いでしたが、今になってみると、もしかしたらまだ意見を言えたのかなとも思います。もし、またの機会をいただくことがあれば、もっと自分の意見も言わせていただき、もっと活発な裁判ができるのではないかと思います。

2 番

控室の雰囲気も良くて、意見交換もいろいろさせていただきました。事案にもよると思いますが、一般的な考えを持ち込めるような事案だったので、加害者に

置き換えてとか、被害者に置き換えてとか、どこに真実があるのだろうかと考えて、結局は加害者のハートが問題ということになりました。そして、経緯についてそれぞれが意見を出して、裁判員の皆さんや裁判官と話をしました。その人は再犯だったのですが、最終的には過去の判例から適正なところを選べたと思います。

3番

自分なりの意見は言えました。悪質な事件だったのですが、問われている罪は傷害致死で、殺人ではなかったので、科せる罰の程度がどうしても傷害致死に応じたものということでした。法律的には仕方ないと理解した上で、個人的な感情としては、悪質なことをしているのに短すぎるのではという思いが残りました。

4番

同じく参加している裁判員の中にも、同じように資料を見て、同じ裁判に参加しているのに、重く感じる人、更生させてあげたいと思う人がいました。人の意見を聞いて、そういう意見もあるんだと参考にするのも大事だと思いました。量刑が何年から何年と決まっているのは仕方ありませんが、みんなで意見を言うのが大事だと思います。

5番

非常に重いことを決めているという印象でした。その方の刑を決めるという凄まじいことを、自分がやっているんだという印象が頭に残っています。また、6人の裁判員の方の意見交換が意外に活発に行われたという印象です。

6番

補充裁判員の方には発言する機会がありませんでした。評決は裁判員6人でのようですが、補充裁判員の方にも意見交換には参加いただいたほうがよかったのではないかと思いました。

司会者

事件というか、メンバーによっても違っていますが、補充裁判員の方は参考意

見を述べることができるので、そこは裁判官も気を付けながら、聞かせていただくように、より配慮したいと思います。では、続いて7番の方、お願いします。

7番

参加させていただいた裁判員裁判では、男性が2名で、他は女性だったので、雑談もしながら、和気あいあいと話ができました。いろいろな職種の方がいたので、いろいろな見方ができましたし、活発に話ができました。判決のときは、人の人生を決めることなので、これで大丈夫かなと思いましたが、みんなで決めたことなので、最終的には良かったと思います。その後、上訴したのかとか、その人はどうなったのだろうか、新聞等を通して知りながら、とても良い経験だったと思いました。

8番

評議は、一人一人意見を活発に出していたという印象です。判例のデータベースを見せていただき、順序よく量刑を決めるやり方は良かったと思います。疑問に思っているのは量刑の幅で、例えば刑法では10年以下となっても、判例では3年から5年というところで、刑の公平性を考えて定めざるを得ないというのが現状でした。ケースはそれぞれ違うので、どういう要件があってというのも様々ありますが、それで決まっていいのかというのは今も疑問に感じています。

司会者

標準的な事件もあれば、それに収まらない事件、特色のある印象が強い事件というのもあって、量刑は本当にこの幅でいいのかという観点が必要になります。それぞれ、この要素を重視したらいいんじゃないのという話がされ、最終的にはそういう話を踏まえた上で、従来の幅より少し重い方に振れた、あるいは軽い方に振れたという現象は起こり得ます。一つ一つの事件の積み重ねで、動くときには動くということなのだろうと思います。

青野裁判官

裁判官の意見がどのように見えていたのか、御意見を伺いたいと思います。1

番の方、いかがですか。

1 番

知識もなくて何もわからない中で、法律のプロから意見を聞かせていただきながら、裁判員のみんなで評議をして刑を決めていく。自分の分からないところを教えてもらって有り難かったです。被害者の立場に立った感じで参加させていただきましたが、裁判官の発言は参考になりましたし、良い意見を出してもらったと思っています。

5 番

優しく教えていただいたし、分からないところは分からないと聞ける雰囲気でした。法廷では会話ができませんが、評議では分からないところも聞けたという意味で、評議の場は良かったと思います。裁判長も法廷での顔と評議のときの顔が若干違っていて、言葉として適切ではないかもしれませんが、楽しくできたと感じました。裁判官とか裁判所とかのイメージも良くなりました。

テーマ4「これから裁判員となられる方へのメッセージ」

司会者

では、最後に皆さんから、今後裁判員になる可能性のある県民の皆さんに宛てて、実際に経験された方から一言ずつメッセージをいただければと思います。本当に簡単な一言ずつのメッセージで構いませんので、よろしく願いいたします。それでは、1番の方から順に一言ずつお願いします。

1 番

一言と言われれば、選ばれたら参加をしてくださいという一言に尽きるのではないかなと思います。疲れましたがけれども、私はまた選ばれたら是非参加したいと思っています。私自身がこういう罪の重さとか量刑を決める人間に本当にふさわしいかどうかは分かりませんが、今回参加させていただいて非常に良い経験をさせていただきましたし、正直なところ、新聞の見方一つ、裁判とかテレビの見方一つについても、意識を変えさせられたなと思えるような経験をさせていただ

きました。県民の皆さん、選ばれた方は是非参加していただければと思いますし、私もそういうことで選ばれたよと聞けば、ならば参加してみたらと声を掛けていきたいと思っています。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。では、2番の方、お願いいたします。

2番

1番の方とほとんど同じ意見なのですが、周りにも裁判員の案内が来たよという人がいて、是非選ばれてよというぐらいに言っておりますので、私自身、本当に貴重な経験をさせていただいたと思っております。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

3番

私の周りで、私が参加したということをお話しても、結構他人事で自分は関係ないかなというような方が同年代以外の年配の方でも多いと思います。私自身も裁判員裁判に参加することで、法律のことや裁判員裁判などのニュースにも興味を抱くようになりまして、理解もいろいろと深まったので、その滅多にできない良い経験をさせていただいたなと思っています。しかし、それだけで終わらせるのではなくて、この経験をこのような意見交換会で言ったことで、またそれが他の方にも伝わって、もっと理解が深まって、参加することが当たり前というか、もっと皆さんにも興味を持っていただいて、広まっていったらいいなと思い、今日は参加させていただきました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

4番

何でもそうなのですが、外から眺めていても中身が全然分からないことが多いと思います。この裁判員制度も参加しないと中身が全然分からないので、次に選

ばれた人も、やはり参加して、どのようなものかということを感じた方がいいと思います。だから、選ばれた方は参加するべきじゃないかなと思っています。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

5番

冒頭でも申し上げましたけれども、国民の義務的な感覚で、選ばれた方は参加すべきだと思います。いろんな不安はあろうかと思いますが、その点は、裁判所の方と一緒に裁判員に選ばれた方々との協力で、いくらか軽減できると思いますので、選ばれた方がもしいらっしゃるならば、一つの義務として、積極的に参加していただきたいなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

6番

これは私の考え方でメッセージになるかどうかは分かりませんが、この裁判員裁判を辞退される方が大変増えていて、35パーセント以上の方が辞退されているとのニュース等を見ます。この辞退されている原因は何なのかなと思うわけですが、やはり何か抵抗感があるのかなと思います。もう一つは、勤務先のことですが、ちょうど私が一緒に担当した裁判員の方の中に、朝2時間かけて裁判所まで来られて、また2時間かけて帰るという方がおり、帰ったら仕事が残っているから土日に仕事をしないといけないとおっしゃっていました。やはり、そういう点が背景にあって、それが辞退される大きな要因になっているのではないかと思うので、そのような点について会社の理解を得るとともに、裁判所や裁判員の方々と協議をして無理のないように裁判員裁判に参加できるような仕組み作りや配慮をしてあげてほしいなと思います。皆さん裁判に出ないといけないと考えていても、なかなか実態として出られない背景があると思います。そのような背景

を十分理解して、ますます皆さんが参加しやすいように御理解を深めていただきたいなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、7番の方、お願いします。

7番

私も今回参加して、すごく良い経験になりました。その経験は良かったと思っているのですが、テレビのニュース等で、こんな事件があったんだと思うことがあっても、やはり知ることができるのは一部のことです。このように裁判所に来て、その方の環境や事件の内容を細かく知る中で、情状酌量の余地があるかなどといろんなことを考えていると、本人も頑張っていたけれども、こういう事件や悲しいことが起こってしまったというように、いろいろ考えてあげないといけないことがたくさんあったり、裁判に参加することで考えさせられる部分があったりして、新聞やニュースの見方も変わってきたりしました。

自分の住んでいる地域にも、そういう家の中の事情のことで他人に言えないかもしれないかもしれませんが、罪を犯してしまう可能性があるという方はたくさんいると思いますので、積極的に声を掛けたり、いろんな地域のことにも参加するなりして、いろいろと目を配ることも大事なんだな、いろんな人が関わっていくことも必要なんだなと思いました。裁判員に参加したり、地域のことに参加したりすることで、こういうふうな事件がなくなればいいかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、最後になりますが、8番の方、お願いします。

8番

いろんな不安とか、ちゃんとしなければいけないなどと思うところもあると思うのですが、役に立つというところで、役割として選ばれた方には、前向きに取り組んでいただければなというところですか。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。これで用意したテーマについての意見交換は
終わりたいと思います。

報道機関からの質疑応答

愛媛新聞（代表質問）

裁判員裁判を経験して、量刑に市民の感覚が活かされていると感じるか、感じ
ないかという点と、感じる場合、感じない場合のそれぞれの理由を教えてください。

1 番

市民の感覚という点とあれですけど、皆さんそれぞれ裁判員の方の考え方が反
映される中で、意見をまとめて最後に量刑として出てくるので、100パーセン
トとは言い難くても、ある程度は反映されているのかなあというのが率直な印象
です。

8 番

私は、量刑には反映されていないのではないかと逆に思っています。全く反映
されていないわけではないと思うんですけど、先ほども申し上げたとおり、判例
の中で公平性をもって決めるという形で進んでいますので、感覚が量刑を大きく
左右しているということはないかなと正直感じています。ただ、意見を集めやす
い環境で進んでいるのはあるかなと感じます。

愛媛新聞（代表質問）

量刑を判断するのにどのようなことを考えましたか。また、配慮したことや葛
藤などの心情面で感じられたことも教えてください。

7 番

全国のいろいろな裁判例を見せていただいて、それを参考にして意見を述べて
判断ができたと思っています。特に裁判官がいろいろ細かく話をしてくれ、状況
も分かりましたので、悩みなく、スムーズに進んでいったと思います。

2 番

まず量刑については、裁判員に選ばれた時点でどんな事案がきても一番重い罪にしてやろうかなと個人的に考えていました。実際に中身に入って、検察官、弁護人の両方の御意見を聞きながら最後の評決をする時点では、やはり判例がどうしても一番大きな基準になりまして、適正なところで決められたと思います。ただ、参加してみないと分からないところがありまして、今まで裁判員に選ばれていない方たちの関心は非常に薄いと思います。

愛媛新聞（代表質問）

量刑などを判断されたと思いますが、皆さんが出した意見の結果、判決で具体的な刑が決まった後に感じたことはありますか。

3番

話し合って決めたことなので、刑の重さに関して期間は納得していましたが、やはり個人的な感情としては、もっと長くても良かったのではないかと思う面がありました。

6番

私が担当した事件から言うと、妥当な刑であったと今でも思っています。裁判官と裁判員6名が真剣に協議して決めた刑ですから、間違いなかったと今でも思っています。

愛媛新聞（代表質問）

評議の中で裁判官の意見にどの程度、どのような影響を受けたか教えていただけたらと思います。

5番

質問の趣旨は、判断をする際に裁判官の意見が自分の判断を覆す可能性を聞いているのですか。

愛媛新聞（代表質問）

それに限らず、それ以外の場合でも裁判官の意見に影響を受けたか教えてください。

5 番

裁判員全員で協議したことですから、それはそれとして、裁判官の方々も理解して下さった上で最終的な結論に達していると思います。どう言っても裁判官は法曹界のプロですから、適切な判断をされているという意識の基に皆さんが意見交換をして量刑を決めたので、影響があるかないかと言われると、多少なりはあると思います。しかし、それに100パーセント影響され、何かが覆されるということはないと認識しております。

4 番

私は、裁判官の意見に自分の意見が影響を受けたという認識はありません。裁判員各々の意見を裁判官がそうではないと言うといったような影響は受けてないと思います。意見はまとめていただいておりますが、各々の意見はちゃんと聞いていただいていると思います。

愛媛新聞（代表質問）

福岡で裁判員への声掛け事件があったと思いますが、裁判員を経験された方がその事件をどのように感じられたかお聞かせください。

1 番

一言で言うと、怖いというのが率直な印象です。裁判所に来ないと裁判の内容や暴力団が絡んでいるということが分からないので、裁判所に来て初めて暴力団が絡んでいる内容の審理をしなければいけないということになった後、実際に声掛け事件などがあると、外を歩くのも怖かったり、裁判所にもちょっと変装して来ないといけないのかなと思ってみたりすると思います。できれば、そういうことがなく、裁判員制度をより良いものにするために、対策を十分考えていただければいいかなと思います。

6 番

声掛け事件のことを聞いて、とんでもない話だと思いました。ここで裁判員を務めたときは、帰る際に全員で外まで出るという配慮をしていただきました。裁

判員が個々に帰るというのではなく、最後まで全員で行動して外まで出て解散するというように、そこまで裁判所のほうでも気を使っていただくということも必要と思いますが、裁判所を出るまでは、より慎重に行動しなければいけないと思います。接触がないようにするべきだと思います。

司会者

裁判所の方でも、あの事件の前から、そういう接触の関係では配慮していたわけですが、あの事件を受けて、なお一層配慮が必要だということで始終対応しております。最近では、法廷でも開廷前にそういう声掛け等は禁止されていますということを告知していますし、今の話にもありましたように庁舎の外に出ていく部分で職員が案内していくということもやりますし、それ以上の配慮を行うものの中には出てくるかもしれません。事案にもよりますが、可能な限りの配慮をしていくつもりで、現にしておりますし、今後もしていくつもりです。

愛媛新聞（代表質問）

裁判員になるに当たっての精神的、社会的な負担は、どういうものがありましたか。

7番

私の職場も理解があり、すごく協力的でしたので、不安もなかったですし、仕事の休みも取りやすく、負担は全然なかったと思います。身近に経験者がおり、その人の意見も聞くことができましたので、裁判所に来るまでも気持ちが楽でした。経験者の話が聞ける環境だったことも良かったと思いますので、こういう話合いも次の方に意見として届けたり、気になるような不安がないように配慮していけたらいいと思います。

2番

私の場合は、現役の仕事を既に終えていましたので、そちらのプレッシャーは何もありません。それと、それだけ年齢もいっていますから、裁判員に選ばれて来るという不安なども非常に薄かったと思います。ただ、実際に若い方でお仕事

が大変な場合などは、参加するのが本当に大変だろうなという想像が付きま

3 番

私の勤めている会社には制度として裁判員裁判に参加するための休暇制度がありましたが、周りに参加している人がほとんどいない状態でしたので、上司や仕事を代わってもらえる同僚以外の人には話していませんでした。なので、なぜ一週間も休むんだということになり、事情も言えない状態の中で変な人だなという扱いになってしまっていて、仕事面では参加しづらかったことが負担に感じました。精神的には、むごたらしい写真を見ないといけないといったことが情報としてあり、そういうものかなと思っていましたが、参加してみると、そこまでむごたらしい写真を見ることもなく、そこまで負担感は掛からずに参加することができました。

8 番

私が勤める会社では、恐らく私が初めてだったと思いますが、上司にも会社側にも理解していただいて、私が休む際には社内全体に案内して了承を得てくれましたので、会社には感謝しています。不安に思う点はありませんでした。

愛媛新聞（代表質問）

全体を通して、大変だったり、気を使ったことがあれば教えてください。

4 番

何分初めてのことなので、殺人事件の裁判員裁判に関わるということに初めは驚き、自分なんかやっいていいのという気持ちで入りました。やってみると、意見も反映させていただくこともできましたし、他の事件と比べてバランス的に妥当な量刑が出せたという気持ちもありますし、初めてで分からない割には、何とか参加できたのではと思います。

5 番

気を使ったこととして自分の中でいろいろ考えたことはありますが、それを裁判官や裁判所の方にいろいろフォローしていただいて、それほどまで気にするこ

とはなかったという認識でいます。与えられた仕事が非常に重責ですから、その点に関しては身の引き締まる思いはありましたし、三、四日の期間の中でしっかりやらないといけないなという思いは、日に日に強くなっていったという印象でいます。

読売新聞

裁判官は、裁判員に対して、例えば、証拠について理解しやすいようにしたり、評議で十分に意見を出してもらったりするために、どのような点に気をつけているかお聞かせください。また、裁判員経験者の方は、その裁判官のお話しを受けて、今後、裁判員裁判をより良いものにするために、裁判所や裁判官に気を付けてほしい点があればお聞かせください。

司会者

これまでの意見交換で話が出た部分もありますが、裁判所としては、裁判員や補充裁判員の方が、公判廷で証拠の内容をちゃんと理解し、心証をとれるようにしてもらう必要があるということは、常に感じています。ただ、実際に主張立証していくのは、当事者である検察官や弁護人です。なので、当事者が主張立証を工夫することになるわけですが、裁判所もその主張立証の内容を整理する公判前整理手続の段階において、当事者の主張を明確なものにできるか、法的知識のない方でも理解できるような形になるかということ、かみ合った形でできるように、双方が意思疎通できるか、齟齬がないかというところに配慮しながら整理を進めるということをやっています。

証拠についても、刺激的な写真や凄惨な写真というのは、単にショックを与えるだけでなく、そういう材料しかなければ正確な判断自体が困難になるところもありますから、ちゃんとした情報としてきちんと伝わるようなものを証拠として出してもらえるように働き掛けをします。証拠の中身そのものは、裁判官も裁判員の方と一緒に法廷で見るということで、あらかじめ裁判官が全部把握しているものではもちろんありません。ですから、裁判官も裁判員と一緒に立場ですが、

そういう前提でなお当事者に配慮を求めていく働き掛けをしております。実際、その成果が出ているということは、先ほどの意見交換でも出たところだろうと思います。

あとは、日程を参加しやすい形にするために、なるべくコンパクトなものになるように、可能な限り短く、ただ、足りないと困るところに配慮しながら、審理計画を立てるという工夫をしています。

それから、これは割と好評だったと思いますが、評議の中でなるべく分かりやすく法律的な概念の説明や法律の説明ができるように、事前にいろいろ工夫は考えております。説明するときもホワイトボードを活用するほか、説明で分からないところがあれば自由に質問をしてもらい、その質問に答えていく中で理解を深めていただくということもしております。

データベースの利用の仕方も同種事案を複数示し、おおよその傾向が把握できるようにしています。量刑については、この事件と似ているからこうだという関係ではないので、全体の傾向を把握していただくということに気を配っているつもりです。

青野裁判官

裁判長は法廷管理ということもあり、裁判員の方とより長く接するのは陪席のほうが多いことから、できるだけ話しやすい雰囲気を作れるように、その時々で裁判員の方も違うので、どういった方が来ているかということにも配慮しながら話しやすい雰囲気を作るよう心がけているつもりです。

6番

これから新しく裁判員になられる方は、不安がって来られると思いますけれど、裁判官の非常に親切な、詳しい、優しい指導がありますので、何ら心配はいりません。安心して参加されたらいいと思います。特に、日野浩一郎裁判長に任せておけば全然心配ないです。

要望としては、お勤めをされている方には配慮していただいて、仕事の面を理

解して人選していただきたいと思います。また、遠隔地の方への配慮もお願いしたいです。

司会者

以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。長時間にわたり、皆様ありがとうございました。

以 上